

IATA指針 (2014年版)

ーバッテリーおよびバッテリーを含んだ機器の航空機による輸送について

下表は、搭乗者によって航空機に持ち込まれる危険物に関するIATA危険物規則書（第53版（2012））2.4項からの抜粋です。

航空会社によってはさらに厳しい規制がある場合があるため、航空機の予約時に、搭乗客が輸送する危険物についての特別規則の有無を、ご利用の航空会社の規則を確認していただく必要があります。

承諾が必要なものの輸送には、事前に航空会社に承諾を申請しなければなりません。危険物の輸送を拒否される事態を避けるために、全行程期間中、承諾書を携帯しておく必要があります。

より詳しい情報は、ご利用の航空会社にお問い合わせいただくか、www.iata.org/dangerousgoodsをご覧ください。

機内持ち込み荷物として許可されている			
受託手荷物としての機内預け入れが許可されている			
航空会社の承諾が必要である			
手荷物として認められていない			
X	X		容量100 Wh以下のリチウムイオンバッテリーやリチウムメタバッテリーを含んだ、個人用ポータブル電子機器（充電不可能または充電可能なリチウムバッテリー）。
X			容量100 Wh以下のポータブル電子機器用の予備のリチウムバッテリー。 -ショートを防ぐためバッテリーは個別に梱包・保護されなければなりません。
X		X	容量100 Wh以上、160 Wh以下の、充電可能なリチウムイオン電池（ポータブル電子機器用のバッテリー）。 -2個までに限って手荷物としての機内持ち込みが認められています。 -ショートを防ぐためバッテリーは個別に梱包・保護されなければなりません。
		X	破損または不具合のあるバッテリー 破損または不具合のある、あるいはその恐れがあるバッテリーは、手荷物にすることが禁止されています。
		X	ウェットバッテリー （鉛酸または鉛アルカリ電池）は、手荷物にすることが禁止されています。
X	X	X	特別規定 A67を満たした 漏れの恐れのないウェットバッテリー は、手荷物として受け入れ可能である場合があります。バッテリーが手荷物として機内持ち込みが可能であるか、事前に航空会社に連絡を取ってください。承諾が必要です（バッテリーのデータシートを必ずご用意ください）。